

「川崎市道路空間活用基本方針」を策定しました

川崎市では、「道路空間を活用したイベントに伴う道路占用ガイドライン」に基づき、道路空間を『一時的』に活用して、まちの賑わい^{にぎ}や交流を創出する取組を推進してきました。

一方、『持続的』な活用については、国において、「歩行者利便増進道路」の創設など、道路空間の活用を目的とした様々な制度づくりが進められています。

こうした背景や取組を踏まえ、次の100年を見据え、『一時的』『持続的』いずれの道路空間の活用も推し進め、まちの賑わい^{にぎ}や交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進するため、「川崎市道路空間活用基本方針（案）」を取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集しました。

この度、その結果を踏まえ、「川崎市道路空間活用基本方針」を策定しましたのでお知らせします。

1 意見募集の期間

令和6年8月30日（金）～令和6年9月30日（月）

2 実施結果の概要

意見提出数（意見件数）		10通（11件）
内 訳	電子メール	6通（7件）
	FAX	1通（1件）
	郵便	3通（3件）
	持参	0通（0件）

3 添付資料

（1）川崎市道路空間活用基本方針の策定に伴うパブリックコメントの実施結果について [資料1](#)

（2）川崎市道路空間活用基本方針（概要版） [資料2](#)

4 その他

意見募集の実施結果及び同方針の本編、概要版については、川崎市ホームページに掲載しています。
(<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/530/0000168495.html>)



▲ 市ホームページ

（問合せ先）
川崎市建設緑政局総務部企画課 藤野
044-200-2854

川崎市道路空間活用基本方針の策定に伴うパブリックコメントの実施結果について

1 概要

本市では、「道路空間を活用したイベントに伴う道路占用ガイドライン」に基づき、道路空間を『一時的』に活用して、まちの賑わいや交流を創出する取組を推進しています。

一方、『持続的』な活用については、国において「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けた各種制度の新設や、「歩行者利便増進道路」の創設など、様々な制度づくりが進められています。

こうした背景や取組を踏まえ、次の 100 年を見据え、『一時的』『持続的』いずれの道路空間の活用も推し進め、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進するため、「川崎市道路空間活用基本方針（案）」を取りまとめ、これについて、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、10 通（意見総数 11 件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市道路空間活用基本方針（案）」に関する意見募集
意見の募集期間	令和 6 年 8 月 3 0 日（金）から令和 6 年 9 月 3 0 日（月）
意見の提出方法	電子メール、F A X、郵送、持参
意見の周知方法	・市ホームページへの掲載 ・市政だより（令和 6 年 9 月 1 日号）への掲載 ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟 2 階）での閲覧 ・各区役所市政資料コーナーでの閲覧 ・市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課での閲覧 ・建設緑政局総務部企画課での閲覧
結果の公表方法	・市ホームページへの掲載 ・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟 2 階）での閲覧 ・各区役所市政資料コーナーでの閲覧 ・市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課での閲覧 ・建設緑政局総務部企画課での閲覧

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	10 通（11 件）
電子メール	6 通（7 件）
FAX	1 通（1 件）
郵便	3 通（3 件）
持参	0 通（0 件）

4 意見の概要と対応

「川崎市道路空間活用基本方針（案）」に対して、道路利用者の安全や道路占用などに関する御意見が寄せられました。

寄せられた意見が、案に沿ったものや、今後の取組を進めていく中で参考とさせていただくものであったことから、所要の整備を行うとともに、パブリックコメント実施時に添付した、道路空間を活用した道路占用に関する補足を追加した上で、「川崎市道路空間活用基本方針」を策定します。

（１）意見に対する本市の考え方の区分の説明

- A：意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：案の趣旨に沿った意見であり、意見を踏まえ、取組を推進するもの
- C：意見を踏まえ、今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見等）

（２）意見の件数と対応区分

項目	A	B	C	D	E	計
1 道路空間活用基本方針全般に関すること	0	4	0	0	0	4
2 道路利用者の安全に関すること	0	1	0	2	0	3
3 道路占用に関すること	0	1	3	0	0	4
合計	0	6	3	2	0	11

5 意見の概要と意見に対する本市の考え方

(1) 道路空間活用基本方針全般に関すること（4件）

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	今後、この基本方針に基づいて、より一層の道路空間が進むとともに、「一時的」活用により、市民に未来像を示しつつ高品質な「持続的」活用へ発展していくことを期待する。	本方針に基づき、本市がこれまで進めてきた、数日・数週間等の「一時的」なイベント占有若しくは反復・継続する「持続的」なイベント占有、又は道路上に工作物等を常時一定の期間設置する「持続的」な道路空間の活用を更に推し進め、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進してまいります。 今後は、道路空間活用の着実な推進に向けて、歩行者利便増進道路の指定など、道路空間の一層の持続的な活用を可能とするため、「川崎市道路占用料徴収条例」や「道路占用許可基準」等の改正に向けた取組を進めてまいります。	B
2	武蔵小杉の地域イベントである花見市で道路を一時利用している。 引き続き、利用させていただきたい。		
3	駅のデッキなど広い空間は積極的に活用していくべきである。今後も色々なイベントが開催されることを期待する。		
4	まちの賑わいや地域の魅力向上の観点から、一定の地域において連続して長期間にわたって継続して道路を活用することはとても有効だと思うので、ぜひ新たな制度を構築していただきたい。		

(2) 道路利用者の安全に関すること (3件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	道路上にオープンカフェや商品棚を置けるほどのスペースが市内の道路にはあまりないと思うが、道路の活用にあたり、道路利用者の安全が最優先と考える。 そのため、道路を活用できる地域を限定して道路の幅員、通行量などを考慮し、安全に配慮した上で取り組むべきと考えるが、どのような道路の活用を想定しているのか。	地域によって、道路及び周辺の利用状況は様々であることから、道路利用者や沿道施設等に配慮しながら、安全・安心で快適な歩行者中心の道路空間を創出し、地域性を活かした取組を進めてまいります。 特に、拠点駅周辺については、まちづくり活動団体など、民間活力を活用した取組が期待されるため、歩行者利便増進道路を指定するなど、持続的な道路空間の活用により、まちの賑わいや交流を創出し、地域価値の向上を図ってまいります。	D
2	道路の活用にあたり、安全に配慮した基準は作られるのか。	道路空間の活用については、地域によって、道路の周辺状況は様々であることから、道路の幅員や沿道施設環境など個々の事象に応じて道路管理者、交通管理者、地域の方々と安全性について十分に協議・調整をしていくことが重要となります。 このため、道路空間の活用にあたっては、その活用を行う区域内に椅子、テーブル、看板、食事施設及び購買施設、その他の物件を設置することが考えられることから、これらの物件が道路利用者の安全な通行の支障とならないようにするため、道路占用許可基準の見直しを進めてまいります。	D

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	武蔵小杉駅を利用しているため、イベントで地域が盛り上がり、子どもが楽しめる空間になってもらえればうれしいが、道路を活用する場合、歩行者の安全が確保できるように車や自転車と分離された空間でイベントを行っていただきたい。	道路空間の活用にあたっては、道路利用者や沿道施設等へ配慮しながら、歩行者と車両との分離など、安全・安心で快適な歩行者中心の道路空間の創出に向けて取り組んでまいります。	B

(3) 道路占用の取組に関すること (4件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	方針で道路占用料徴収条例、道路占用許可基準を改正するとあるが、市内の道路空間が、他自治体よりも活用されるような内容となるよう検討いただきたい。	道路空間の活用においては、誰もが安全・安心で快適な歩行者中心の道路空間が創出できる道路環境である場合に行うことができます。 また、当該活用にあたっては、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を着実に推進していくことが重要です。 こうしたことから、国や他都市の事例も参考にしながら、道路の周辺状況に応じ、安全性及び快適性に配慮した道路空間の活用を可能とするため、「川崎市道路占用料徴収条例」や「道路占用許可基準」の改正に向けた取組を進めてまいります。	C
2	一般の店舗がまちの賑わいと地域活力の向上を理由に店舗の前で、商品棚やオープンカフェを行うことを幅広く認めてしまうことは、交通への支障や道路を活用して占用物件を置く場所又は占用区域が虫食い状態となり、良好な景観形成に影響を及ぼす恐れがあることから、店舗単体で認めることは好ましくない。	道路空間の活用においては、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進するため、道路のほか、その他のオープンスペースや施設等と一体的に活用することで高い効果が期待される場合など、公共的な空間の連続性を考慮しながら、取組を推進してまいります。	B

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	道路上にオープンカフェなどを設置した場合の占用料について、イベントに伴う一時的な道路の占用では、一定の条件を満たせば全額免除と聞いている。 一方で、この度の方針案にある持続的な道路の活用は、継続的な取扱いと思われるが、この活用の際に道路占用料については、国の取扱いでは道路の清掃を行うなどの一定の条件を満たしても90%の減免までしか受けられないとのことであるが、占用する物件が地域の活性化などの目的で設置するものであれば、公益に資するものであることから、これまで市で行われてきたイベントに伴う一時的な道路の占用と同様に占用料は全額免除していただきたい。	道路は一般交通の用に供することを本来的な目的としています。 一方で、道路の占用は特定人による道路の特別使用を道路管理者が認めるものであるため、その占用料については、道路の維持管理費用に充当することで、本市における財政運営の健全性及び特定人の占用による市民の費用負担の公平性を考慮して徴収する必要があります。 こうしたことから、道路空間の活用における道路占用料の減免については、今後、国や他都市の減免率を参考にしながら、本市の道路空間の活用における公益への影響等を考慮し検討してまいります。	C
4	商店街のイベント事業は、一年も半年も前から計画、準備ができるものではなく、人手も時間も金も足りておらず、警察、消防、公園事務所、保健所への相談、確認、申請にかかる手間と時間を確保することは難しい。 市が積極的に道路空間活用を遂行したいと考えるならば、市、警察、保健所の一体的、一元的な組織・窓口の構築が必要である。	道路空間の活用にあたっては、市（道路管理者）の道路占用許可を始め、警察（交通管理者）の道路使用許可等、様々な手続きによる許可が各種法令に基づき必要となります。 当該手続きのうち、道路占用許可と道路使用許可の両方の許可が必要となる場合には、各許可申請書を市又は警察のいずれかの窓口に一括して提出することができます。今後も引き続き、申請者の負担軽減につながる取組を行ってまいります。 なお、許可については、各許可権者が行うため、許可書の交付又は必要な連絡事項等については、それぞれの許可権者が実施しています。	C

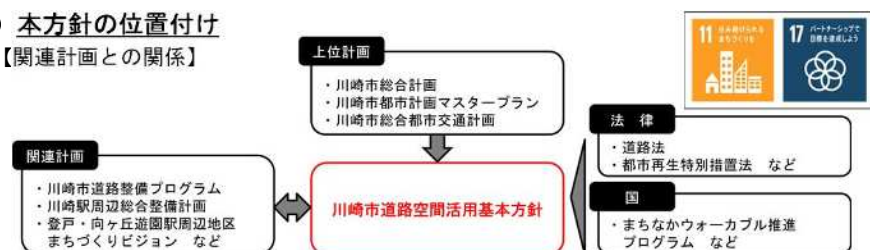
1 川崎市道路空間活用基本方針の策定に向けて

（1）背景・目的

- 近年の少子高齢化の更なる進展や人口減少への転換、生産年齢人口の減少、働き方の多様化など、都市を巡る環境の変化に対応し、まちの賑わいや交流の創出により、地域の活性化を図ることが重要となる中、都市の新たな魅力を創出するための手法の一つとして、公共空間の有効活用が注目されています。
- 公共空間の中で道路は、人やモノの輸送を支える交通機能だけでなく、防災や環境保全、景観の形成、コミュニティの形成など、市街地において重要な役割を果たすとともに、求められるニーズも多様化しており、本市においては、「道路空間を活用したイベントに伴う道路占用ガイドライン」に基づき、道路空間を『一時的』に活用して、まちの賑わいや交流を創出する取組を推進し、市制100周年記念事業である「みんなの川崎祭」などのイベントが実施されています。
- 一方、『持続的』な活用については、国において、都市再生特別措置法等の一部改正による「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けた各種制度の新設や、道路法等の一部改正による「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」の創設など、様々な制度づくりが進められています。
- こうした背景や取組状況を踏まえ、次の100年を見据え、道路本来の機能にも配慮しながら、更なる道路空間の活用により、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進するため、「川崎市道路空間活用基本方針」（以下、「本方針」という。）を策定します。

（2）本方針の位置付け

【関連計画との関係】



2 道路空間活用の現状

（1）国における道路空間の活用に向けた動向

- 都市における道路空間活用のニーズの高まりを踏まえ、道路空間のオープン化を推進するため、平成23年度に都市再生特別措置法の一部を改正する法律等が施行、道路空間を活用して、まちの賑わい創出等に資するための道路占用許可の特例制度を創設
- また、令和2年度に施行された道路法等の一部を改正する法律により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度が創設され、「歩行者利便増進道路」として指定した道路では、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の構築を可能とすることなどを規定

○都市再生特別措置法による特例占用

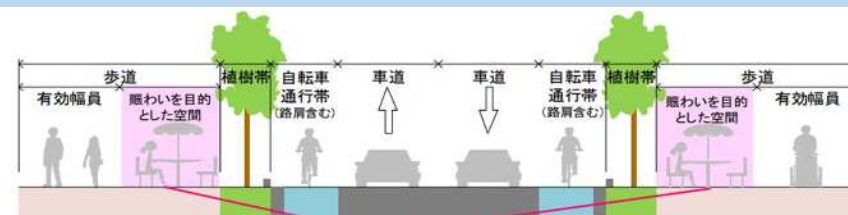
【概要】

- 都市再生整備計画に位置付けられた区域内において、道路管理者が指定した区域に設けられるまちのにぎわい創出や道路利用者等の利便の増進に資する施設について、道路占用許可基準（無余地性※）を緩和する制度（平成23年10月20日施行）※道路の敷地外に余地が無く、やむを得ない場合のこと

○歩行者利便増進道路（ほこみち）

【概要】

- 道路管理者が歩行者利便増進道路を指定し、利便増進誘導区域を設けることにより、オープンカフェや露店等の設置に係る道路占用許可基準（無余地性）を緩和する制度（令和2年11月25日施行）



歩行者の利便増進を図る空間

歩行者の利便増進のための構造イメージ 国土交通省資料より抜粋

（2）本市における道路空間の一時的活用

○道路空間を活用したイベントに伴う道路占用ガイドラインについて

【概要】

- 道路空間を活用し、地域の活性化や都市における賑わいの創出を図るため、道路をイベントの活用場として利用できるよう、道路占用を弾力的に認めるガイドラインを策定（平成28年4月1日施行）

【占用の対象となる物件】

- テント、パラソル、ステージ、イス、電飾、フラワーポット、フェンス、コーン、ベンチ、のぼり旗、看板、案内板等

- 本市においては、「道路空間を活用したイベントに伴う道路占用ガイドライン」に基づき、道路空間を『一時的』に活用し、まちの賑わいや交流を創出する取組を推進しています。

道路空間を活用した
イベントに伴う
道路占用ガイドライン
平成28年4月 川崎市
建設局都市道路管理課編纂

○川崎駅周辺地区の取組

みんなの川崎祭（令和5年11月5日（日）開催 来場者約40,000人）

- 市制100周年記念事業として、市役所通りの車道を活用し、ウォーカブルなまちを体験するイベント「みんなの川崎祭」を令和5年11月に開催

【実施内容】

- ダンスやアートなど、川崎のスポーツ・文化を体感できるセンターステージの設置
- 川崎ローカルフードなどによる飲食ブースや休憩スペースの設置 など



(3) 本市における道路空間の持続的活用

○川崎駅周辺地区の取組

- 川崎駅周辺地区では、都市再生特別措置法に基づき、都市再生整備計画の区域内に滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）を指定
- 駅周辺の通りや広場等の良好な景観形成を図るとともに、広告料収入をマナー向上や賑わいの創出に係る経費に充当することで地域の活性化を図ることを目的に、川崎駅東口駅前広場等を特例道路占用区域に指定し、広告塔を設置（都市再生特別措置法による特例占用）



広告塔（川崎駅東口）

○登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の取組

- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区では、目指すまちの将来像等を多様なステークホルダーと共有し、それぞれが連携して地域生活拠点にふさわしい魅力あるまちづくりを推進するため、令和3年7月に「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン」を策定
- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の公共空間利活用促進プロジェクトとして実施されている「登戸・遊園 こうしん中（ちゅう）」において、道路などの公共空間の持続的活用に向けて、人々が憩い、交流する場として活用する取組を推進



登戸・遊園 こうしん中（道路空間利活用社会実験）

(4) 今後の取組に向けて

- これまでの道路空間を一時的に活用した取組では、多くの来場者が訪れることにより、賑わいが創出され、居心地が良く、人と人との出会いや交流・活動の場となる空間が形成されてきました。
- また、取組を通じて、安全で快適性の高い空間や、憩いのスペースなどの滞在空間を日常的に求める声が多くありました。
- 一方で、道路空間の活用にあたっては、沿道や道路利用者等への影響を考慮し、事前の広報など十分に配慮した上で、地域の理解や合意形成を得ることが必要です。
- また、こうした取組を持続していくためには、多様な主体と連携した体制づくりが重要です。
- このため、次の100年を見据えながら、『一時的』『持続的』いずれの道路空間活用も推し進め、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進するため、今後の取組を進める上での考え方について、基本方針として整理します。

3 道路空間活用基本方針

- 今後の目指すべき道路空間の活用に向け、次の100年を見据えながら、これまで進めてきた『一時的』『持続的』いずれの道路空間の活用も、更に推し進めていくため、理念と基本方針を次に定めます。

(1) 理 念

道路空間を活用することにより、まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化を推進する。

(2) 基本方針

地域性を活かした官民連携による安全・快適な道路空間の活用を推進する。

4 道路空間活用の方向性

基本方針を実現するためのポイントごとに方向性を整理します。

(1) 安全で快適な歩行者中心の空間の創出

○周辺と調和した歩行者中心の道路空間の形成

- 道路利用者等へ配慮しながら、安全・安心で快適な歩行者中心の道路空間を創出します。

○居心地が良く歩いて楽しめる道路空間の形成

- 道路空間の活用にあたっては、憩いのスペースの設置や道路維持管理への協力などにより、居心地が良い空間づくりを推進します。

○立看板等の不法占用解消への対応や道路占用に係る条例等の改正

- 継続した不法占用の予防と早期発見に向けた取組を推進します。
- 食事施設などの占用物件を設置することで、まちの賑わいや交流の場を創出する取組につなげ、持続的な活用を推進するため、川崎市道路占用料徴収条例及び道路占用許可基準等を改正します。

(2) 地域性を活かした道路空間の活用

○地域性に応じた取組の推進

- 沿道施設、周辺環境など、地域性を活かした『一時的』『持続的』な活用に向けた取組を推進します。特に拠点駅周辺については、民間活力を活用した取組が期待されるため、持続的な道路空間の活用により、まちの賑わいや交流を創出し、地域価値の向上を図ります。

○まちづくりに関する計画や方針等との整合

- 持続的な活用にあたり、将来のビジョンづくりを地域と行政が協働で進めるなど、目指す未来を広く市民と共有し、まちづくりに関する計画等との整合を図りながら進める必要があります。

○地域課題の解決に資する取組の推進

- 地域課題の解決や道路空間活用の新たな価値につなげるため、地域ニーズ等を踏まえ、様々な分野と連携した取組を推進します。

(3) 官民連携による取組の推進

○地域との合意形成

- 活用主体が道路管理者や交通管理者と必要な協議を行うとともに、地元関係者とも調整を行うことで、地域との合意形成を図る必要があります。

○持続的な活用主体の確保

- 多様な主体との連携により課題整理を行うなど、段階的に進めながら持続可能で自立した取組につなげていくことが重要であり、官民が連携して取り組む必要があります。

5 道路空間活用の着実な推進に向けて

- まちの賑わいや交流を創出し、都市の魅力向上や地域の活性化に向けて、道路空間の持続的な活用を可能とするため、「川崎市道路占用料徴収条例」や「道路占用許可基準」等の改正に向けた取組を進めます。
- 令和7年度中 川崎市道路占用料徴収条例の改正、道路占用許可基準等の改正